

日本共産党の山本のぶひろです。

まず議案1号、一般会計補正予算案について申し上げます。今回補正予算の中に生活保護事務費として808万円、難病対策費として23万5千円の補正予算が計上されておりますが、この中にマイナンバー連携のためのシステム改修が含まれております。

いま安倍政権のもとで健康保険法や戸籍法が改定され、個人の戸籍関連情報や健康保険関連情報がマイナンバーにひも付けされるといったシステム整備が進められております。個人の利便性の向上という事が強調されておりますが、障がい者や高齢者など、デジタルを使いこなすことが困難な条件や環境にある人、あるいは経済的な事情でITが利用できない人などへの具体的な対策が取られているのかといえば、それはデジタルに対応せよ、と求めているだけであります。また行政の手続きや業務に用いる情報を、紙からデジタルデータに変換しオンラインを原則とする「デジタル手続き法」が今年の通常国会で成立しましたが、これは暗証番号入力を要しない方式で利用できる方法を入れ込むなど、個人情報保護が後退したものとなっております。私は一般論として言えば、情報技術の発展を行政手続きに活用していくこと自体に反対するものではありませんが、しかし個人情報保護などに十分配慮をし、真に国民・県民の利益になる方向でどう進めていくのかという事について慎重な検討が不可欠だと考えます。もともとマイナンバー制度は、日本に住むすべての国民・外国人に生涯変わらない12桁の番号をつけ、様々な機関や事務所などに散在する各自の個人情報を名寄せし、参照できるようにし、行政などが活用できるようにすることを目的としています。しかし各分野の個人情報をひも付けて利用できるようにすること自体、プライバシー権の侵害の危険が生じるという重大な問題がありますし、またそのシステム改修のための余計なコストと手間がかかってしまうというのが実態ではないかと考えます。したがってマイナンバー連携のための関連予算には反対であります。

次に議案8号、熊本県工業用水道料金の徴収等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは県工業用水道事業において、公共施設等運営権の導入を図るため、関係規定を整備するというものであります。

熊本県の工業用水道事業は厳しい経営状況が続いております。けれどもコンセッションが水道事業体の赤字対策の特効薬にはならないという事は、政府も認めているところであります。コンセッションによって経営基盤の強化、支出の改善が見込まれるという説明を、すんなりと受け入れることはできません。さらに、今後利用料金の改定については、議会の同意を必要とするとの事ではありますが、採算を考えると料金を上げざるを得ないような事態になることも、当然起こりうるわけでありまして。けれども利用料金をあげれば、企業が来なくなってしまうのではないか、という懸念も当然出てくるわけでありまして。そうなると水道事業の経営改善の決め手は、人員削減をはじめとした徹底的なコストカットという事にならざるを得ません。

こうした厳しい状況を考えると、私は率直に言ってコンセッション方式の導入が工業用水道事業のみにとどまる限りにおいては、そこに参入する団体・企業が出てきたとしても、やはり厳しい運営を迫られることになるのは明らかであろうと思います。ただし、将来において市町村の上下水道など、今後広域にコンセッション方式が広げられていくという見込みがあれば、話は別であります。それは広域に、大規模に事業を運営することにより、事業の効率化・コストダウンが、はかりやすくなるからであります。つまり今回の工業用水道事業へのコンセッション導入が、今後地域において大規模な上下水道事業等へのコンセッション方式導入の突破口となっていく可能性が高まっていくのではないのでしょうか。しかし公共性の担保への懸念や受益者への負担増などという危険性を考え

るならば、上下水道の民営化・あるいは広域化、コンセッション方式の導入というのは決して賛同できるものではありません。

以上のような不安要素を考えると、議案 8 号には賛同しかねるものであります。

次に、請第 10 号、生活保護基準引き下げ中止を求める請願に関してであります。委員会の採決結果は不採択であります、これに反対し採択を求めるものであります。

昨年 10 月、生活保護基準の改定が行われました。この改定は、食費や光熱費など生活費に当たる生活扶助基準を今後 3 年間で平均 1.8%、最大 5%、ひとり親世帯を対象とする母子加算を平均で月額 2 万 1 千円から 1 万 7 千円、3 歳未満の児童養育費加算を月額 1 万 5 千円から 1 万円へと引き下げ、といった内容であります。一方で級地の見直し、基準額の改定など生活扶助基準の見直しなども行なわれています。このため、熊本県内では今回の基準改定によって、保護費が逆に増えているというところが多いといった議論も厚生常任委員会では行なわれました。確かに都市部よりも地方では保護費が増えるケースもございます。だからといって、熊本にとっては結構な話だという事にはなりません。今回の基準改定によってどういふ家族に負担増が押し付けられているのかを考える必要があります。それはおもに、子どもさんのいる世帯であります。近年子どもの貧困対策、あるいは貧困の連鎖解消という問題の重要性が叫ばれておりますが、まさに子育て中の保護世帯の生活を直撃する、子育て支援に逆行する基準改定だと言わなければなりません。生活保護基準の引き下げはこれまでも繰り返しおこなわれてきましたが、そのような中で、国連人権口頭弁務官事務所の人権専門官からは、いまの日本の生活保護基準は、貧困層の社会保障を脅かす水準だ、との指摘がなされています。「この基準に基づいて決定される最低生活水準は、国連人権法で要求される適切な生活水準と合致しない」との勧告を受けていることを日本政府は重く受け止めるべきであります。生活保護は憲法 25 条に基づく国民の権利であり、国はすべての国民に対し、健康で文化的な最低限度の生活を保障する責任があります。食事や入浴の回数を減らしたり、交際費を捻出できず親類や友人との交流を断ち、孤立してしまっている。こうした生活水準が、健康で文化的な生活とは到底いえないことは明らかであります。保護受給世帯にはこのような厳しい生活の実態があるわけであり、こうした点を考えると、生活保護基準の引き下げを直ちに中止するよう国に求めていくことは喫緊の重要課題であると考えます。請願は採択されるべきであります。

以上、委員長報告に対する反対討論を終わります。